

関連データ及び参考資料

目次

関連データ及び参考資料

1. 学校を取り巻く状況

公共施設における学校施設の割合	7 4
学校数・幼児児童生徒数の推移	7 4
小中学校数・児童生徒数の推移	7 5
一校当たりの児童生徒数の推移	7 5
公立小中学校の年度別廃校発生数	7 6
公立小中学校施設保有面積の推移	7 6
小中学校の保有面積と児童生徒数・学級数の推移	7 7
児童生徒一人当たり・一学級当たりの保有面積の推移	7 7
小中学校の保有面積・必要面積の推移	7 8

2. 耐震化の状況

耐震化の進捗状況（公立小中学校）	7 8
設置者別の耐震化状況	7 9
非構造部材の耐震対策の状況（公立小中学校）	7 9

3. 老朽化の状況

老朽化による被害等の例	8 0
老朽化が原因の事故事例①（窓の障子の落下）	8 0
老朽化が原因の事故事例②（手すり落下）	8 1
経年別保有面積	8 1
経年別保有面積（公立小中学校）	8 2
経年別保有面積割合の推移（公立小中学校）	8 2
設置者の平均築年数別分布（公立小中学校）	8 3
経年別保有面積（公立小中学校・都道府県別）	8 3
経年別保有面積（市町村の分類別）	8 4
改築（建て替え）までの平均年数	8 4
改築・大規模構造の事業件数の割合の推移	8 5
公立小中学校の建築費・修繕費の推移	8 5
経年別保有面積と修繕費の推移	8 6

4. 文部科学省の取

施設整備基本方針と施設整備基本計画	8 6
施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正	8 7
公立学校施設整備費予算額の推移（平成5年度～平成24年度）	8 7
公立学校施設整備事業の概要	8 8
改築事業の概要	8 8
耐力度調査について	8 9
大規模改造（老朽）事業の概要	8 9
大規模改造（老朽）事業に関する制度の変遷	9 0
大規模改造（老朽：エコ改修）事業の概要	9 0
老朽関連事業における地方財政措置（平成24年度）	9 1
公立学校施設の維持管理に要する経費	9 1
老朽化対策に関する財政支援措置のイメージ（標準的な規模の自治体・学校の場合。平成24年度）	9 2
公立学校施設の必要面積	9 2
エコスクール化の推進	9 3
近年の老朽化対策に関する報告書、取組事例、手引等の一覧	9 3
公立学校施設に係る転用手続（財産処分手続）	9 4
財産処分制限期間	9 4
～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト（平成22年9月～）	9 5
廃校活用例	9 5

5. その他

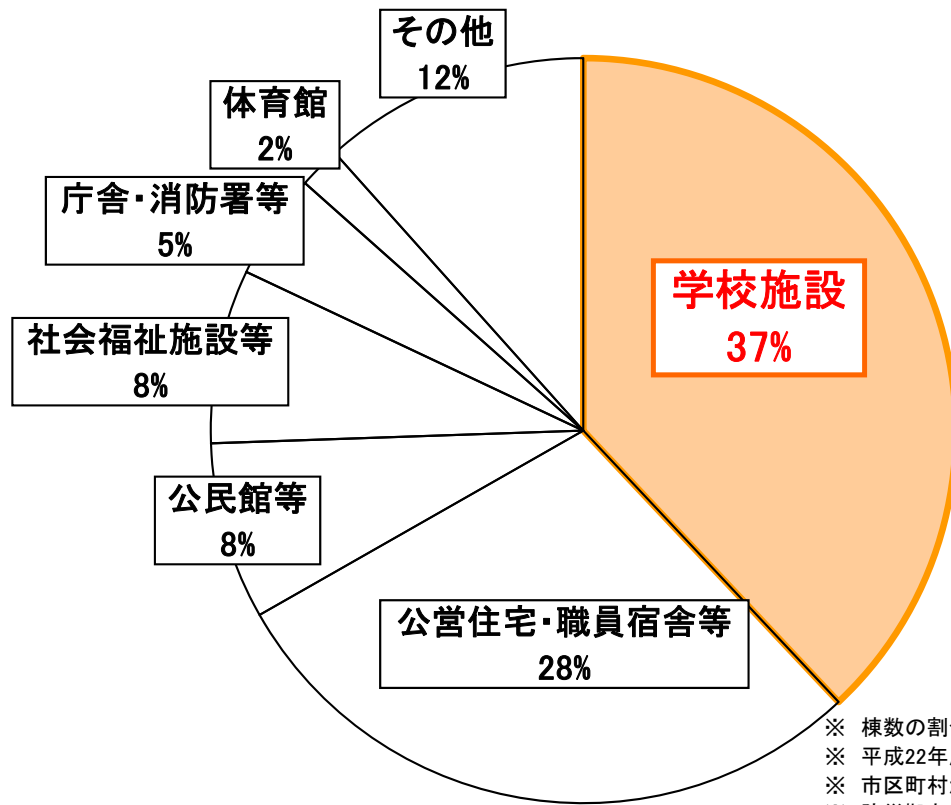
余裕教室の活用状況（平成21年5月1日現在）	9 6
避難所に指定されている学校数	9 6
避難所に指定されている学校施設の防災関係施設・設備の整備状況	9 7

6. 参考資料

(参考1) 目標耐用年数について.....	97
(参考2) 建築物の部位・部材の計画更新年数.....	98
(参考3) ライフサイクルコストについて.....	98
(参考4) 公共施設の更新等に関する推計・需要増大が懸念される施設.....	99
(参考5) 予防保全と事後保全のコスト比較(イメージ).....	99
(参考6) 改築・改修時の廃棄物発生量.....	100
(参考7) 保有面積と修繕費の関係について(試算).....	100
(参考8-1) 既存不適格建築物について(国土交通省資料).....	101
(参考8-2) 既存不適格建築物の増改築、大規模な修繕・模様替に係る緩和措置 (国土交通省資料).....	101
(参考8-3) 建築基準法における増改築等の解釈について(国土交通省資料).....	102
公立小中学校における将来の更新費用の試算①.....	103
公立小中学校における将来の更新費用の試算②.....	103
公立小中学校における将来の更新費用の試算③.....	104
公立小中学校における将来の更新費用の試算④.....	104
公立小中学校における将来の更新費用の試算⑤.....	105
長寿命化改良事業の創設(平成25年度予算案).....	106
学校施設老朽化対策先導事業.....	106
公立学校施設の老朽化対策の検討に係るアンケート調査結果	
公立学校施設の老朽化対策の検討に係るアンケート調査結果.....	107
1. 学校施設全般について	
現在保有する学校施設に対する意見.....	108
今後、特に重要と考える学校施設整備の課題.....	108
2. 学校施設の老朽化対策について	
(1) 老朽化の現状について	
主に老朽化が原因で発生した不具合.....	109
老朽化対策において課題と考えている事項.....	109
(2) 計画的な整備について	
老朽化対策の中長期計画の策定状況.....	110
校舎・体育館の老朽化に係る改築周期.....	110
校舎・体育館の大規模改修の周期.....	111
中規模な改修の周期(目標・目安設定の有無).....	111
中規模な改修の周期.....	112
改修・改築事業の優先順位付けの方法.....	112
改修・改築事業の優先順位付けの方法(自治体の規模別).....	113
改修ではなく改築を選択する理由.....	113
老朽化対策の積極的取組状況.....	114
老朽化対策の積極的取組状況(自治体の規模別).....	114
(3) 老朽化対策に関する要望について	
国に提供してほしい情報(自由記述).....	115
補助制度への要望(自由記述).....	115
3. その他	
教育委員会における施設担当技術職員の数.....	115
老朽化対策の積極的取組状況(技術職員の有無別).....	116
公立学校施設の老朽化対策の検討に係るアンケート調査結果(追加)	
公立学校施設の老朽化対策の検討に係るアンケート調査結果(追加).....	116
1. 現状の把握・分析、情報の蓄積.....	117
2. 中長期計画の検討・策定(グラフ).....	117
2. 中長期計画の検討・策定(具体的な取組例).....	118
3. 改修の実施(グラフ).....	118
3. 改修の実施(具体的な取組例).....	119
4. その他の取組.....	119
老朽化による不具合の例	
外部.....	120
内部.....	122
設備.....	123

公共施設における学校施設の割合

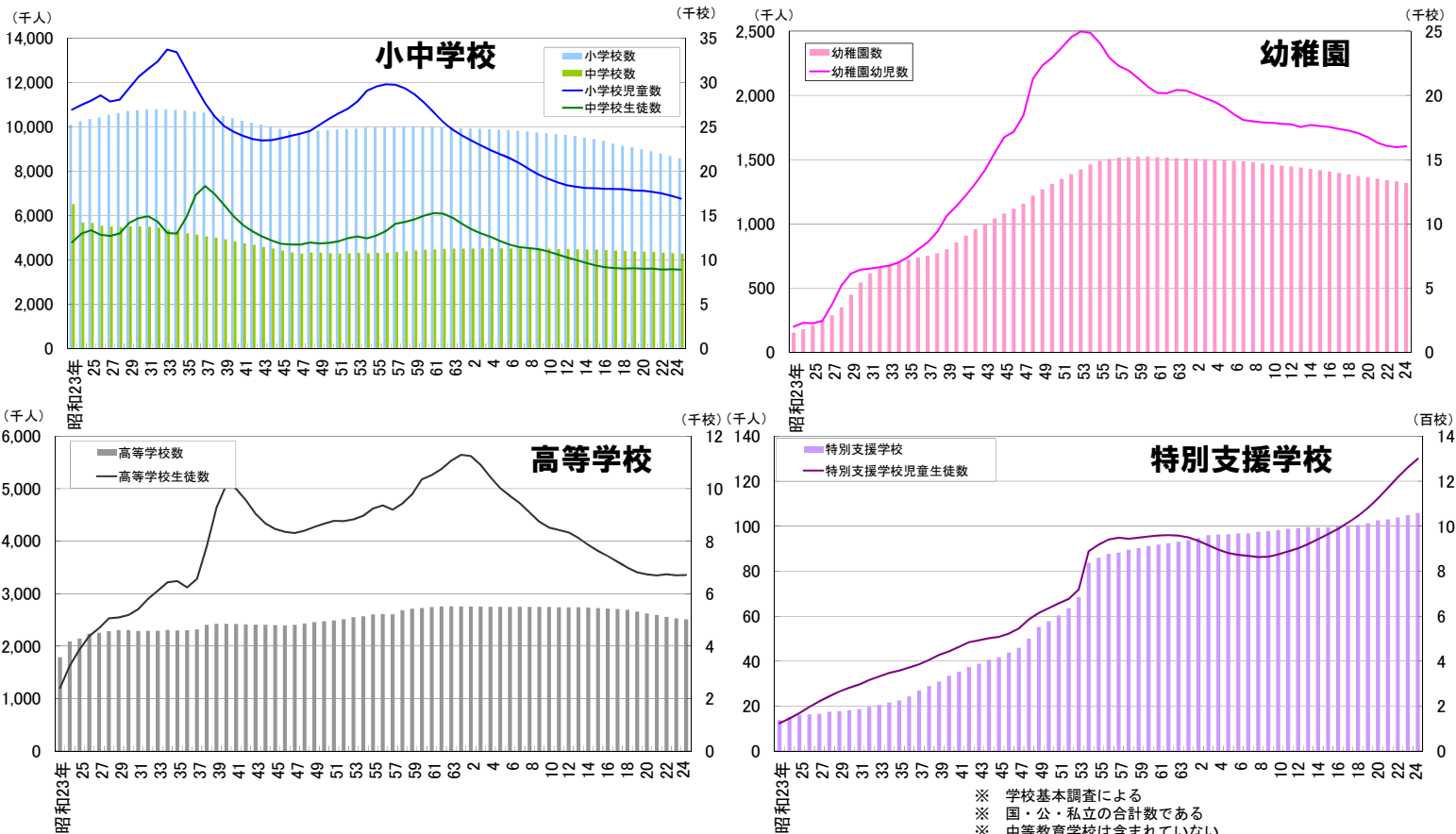
学校施設は市区町村が所有・管理している公共施設の約4割を占めている



※ 棟数の割合
 ※ 平成22年度末時点
 ※ 市区町村が所有又は管理している公共施設等
 ※ 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成23年12月消防庁）を元に作成

学校数・幼児児童生徒数の推移

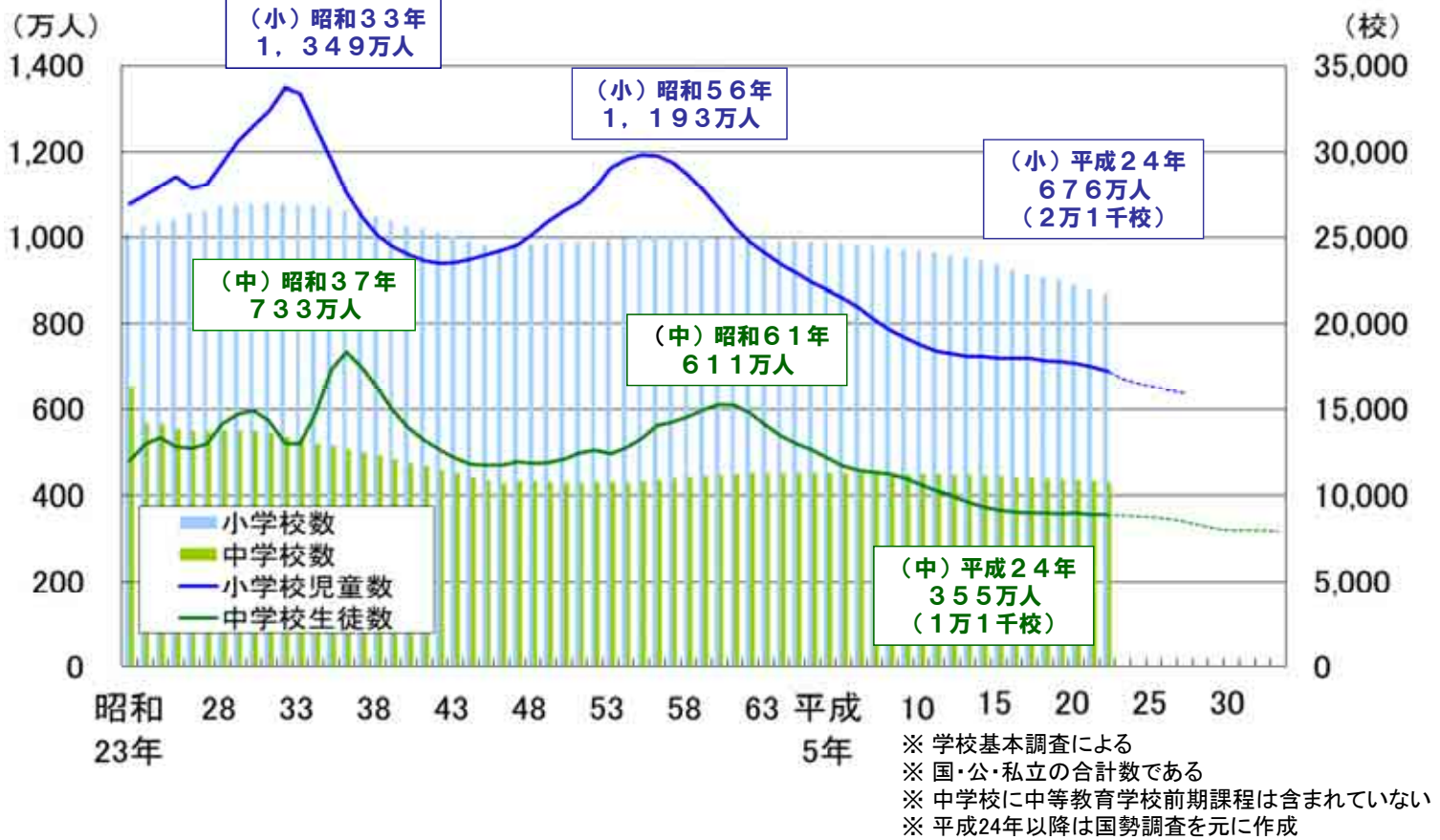
幼稚園・小中学校・高等学校の幼児児童生徒数は近年減少傾向にある一方で、特別支援学校は増加傾向



※ 学校基本調査による
 ※ 国・公・私立の合計数である
 ※ 中等教育学校は含まれていない
 ※ 特別支援学校は平成18年度までは盲学校、聾学校及び養護学校

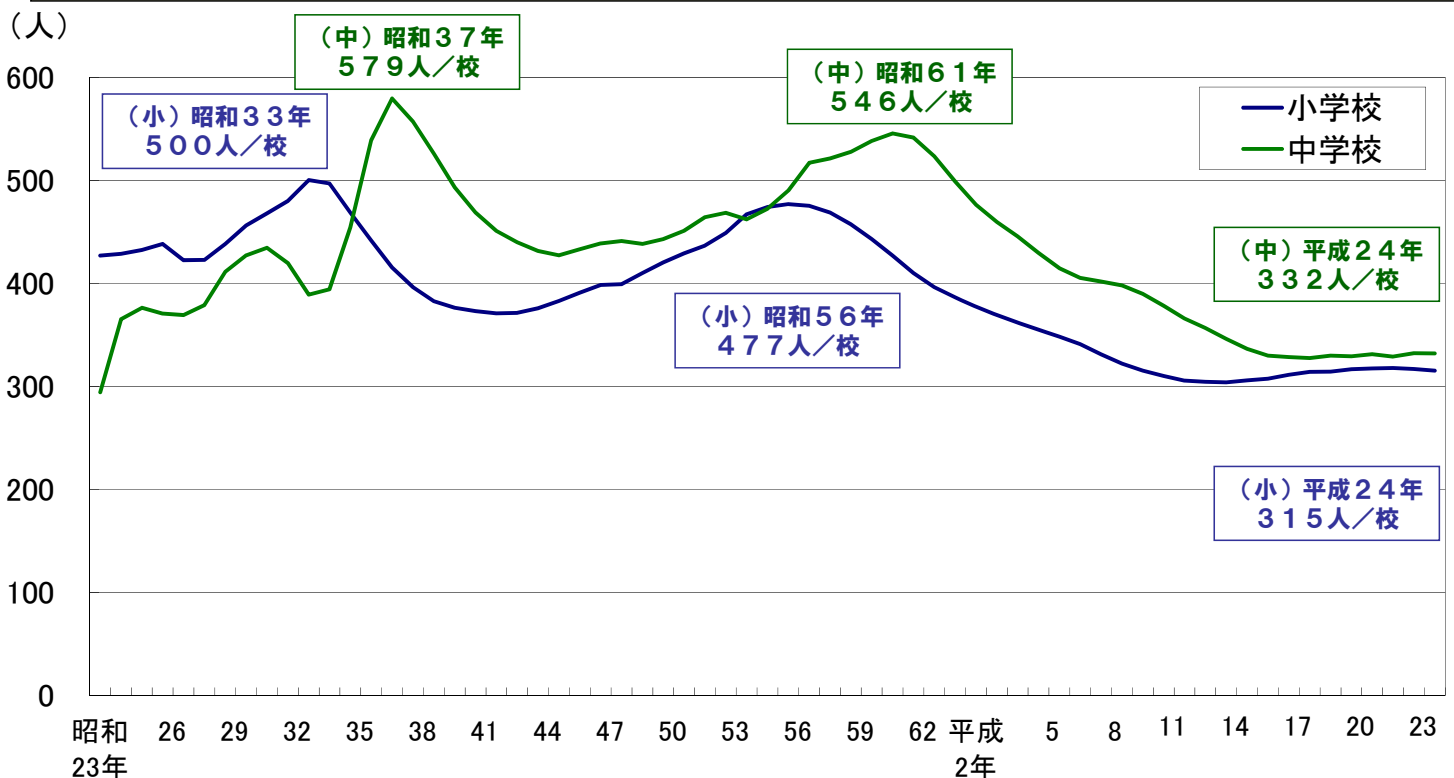
小中学校数・児童生徒数の推移

小中学校の児童生徒数は第2次ベビーブーム世代が在籍した昭和50～60年頃を境に減少



一校当たりの児童生徒数の推移

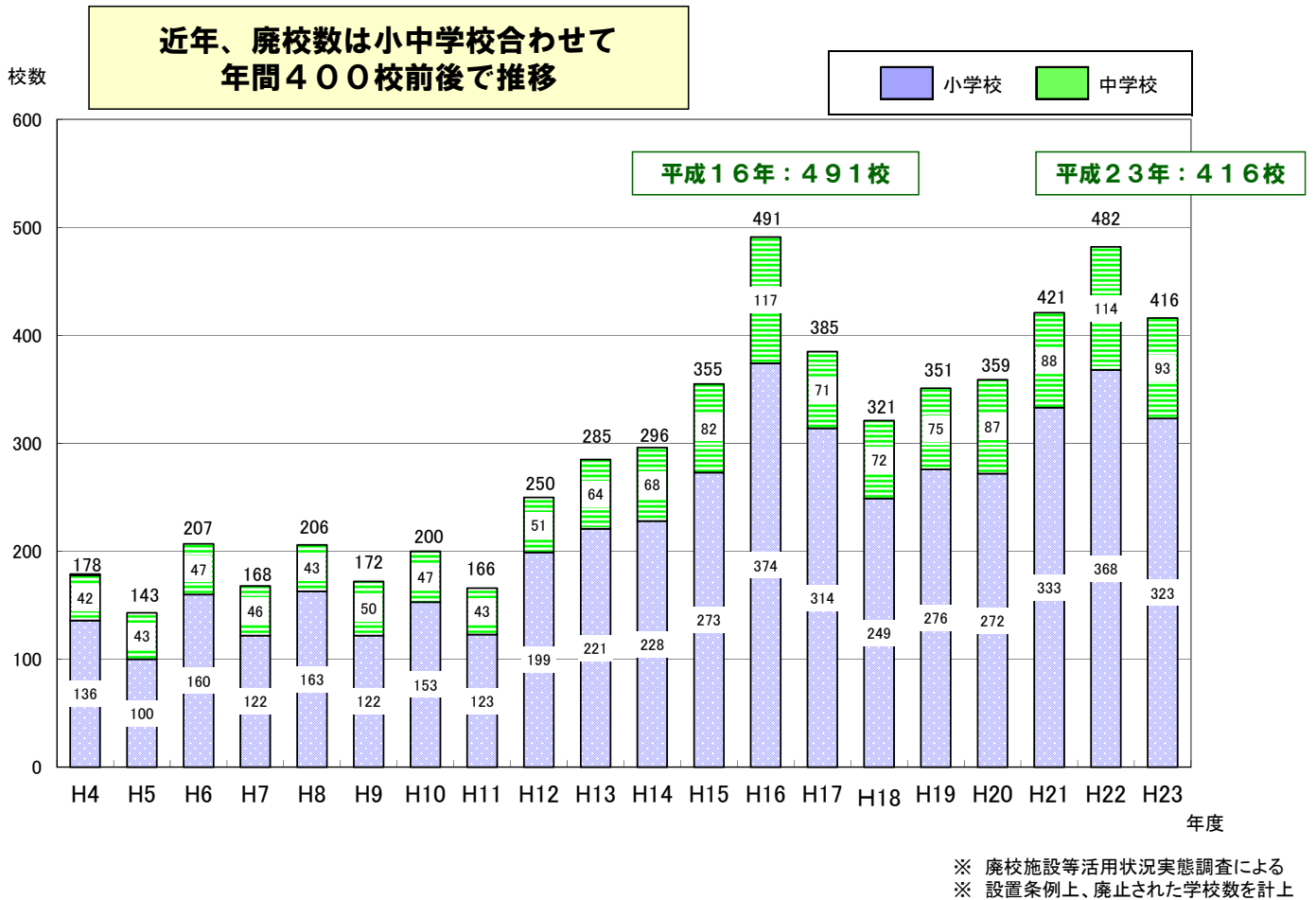
1校当たりの児童生徒数は、ピーク期には500人を超えていたが、近年は300人程度で推移



※ 学校基本調査を元に算出
 ※ 中学校に中等教育学校前期課程は含まれていない

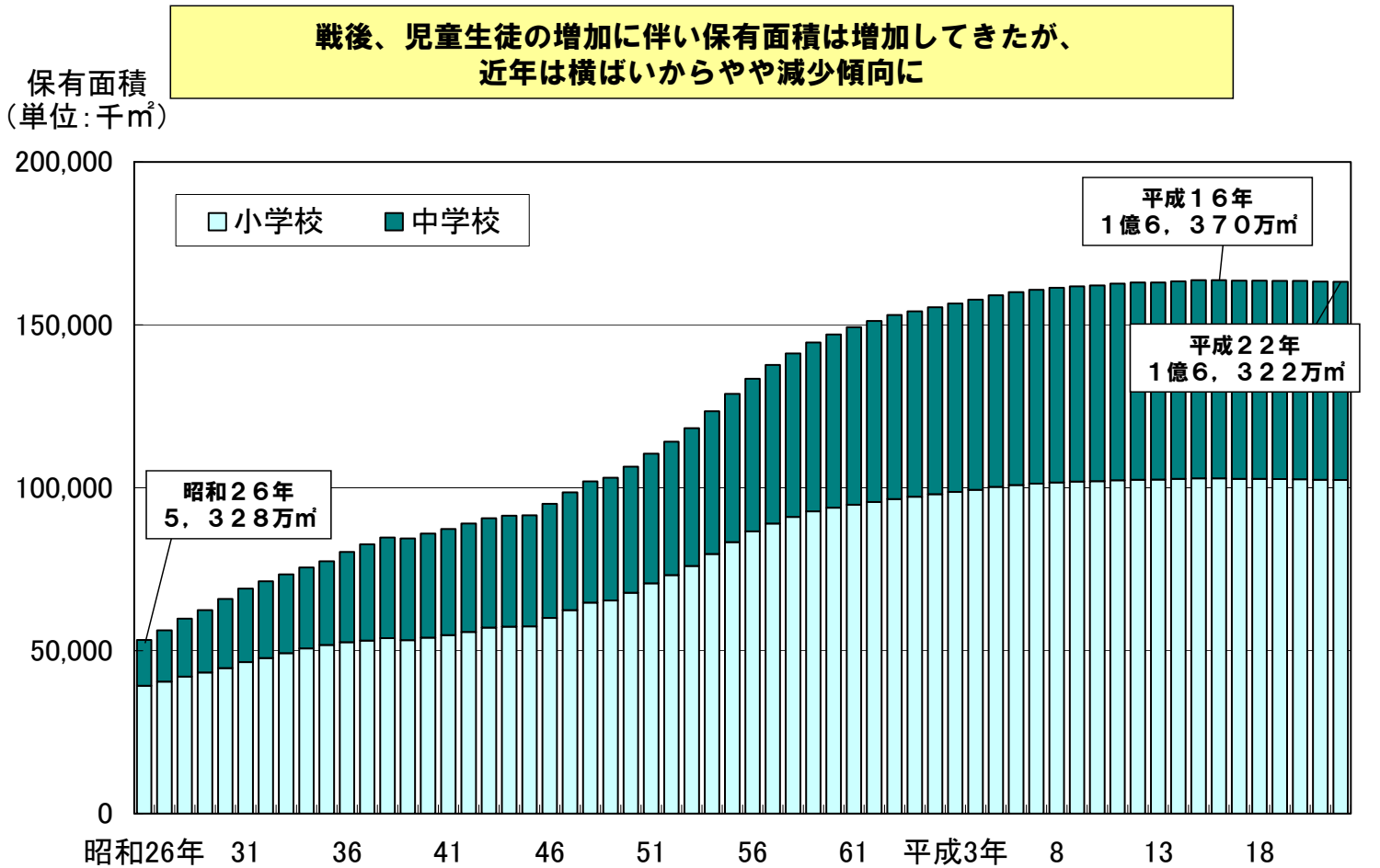
1. 学校を取り巻く状況

公立小中学校の年度別廃校発生数



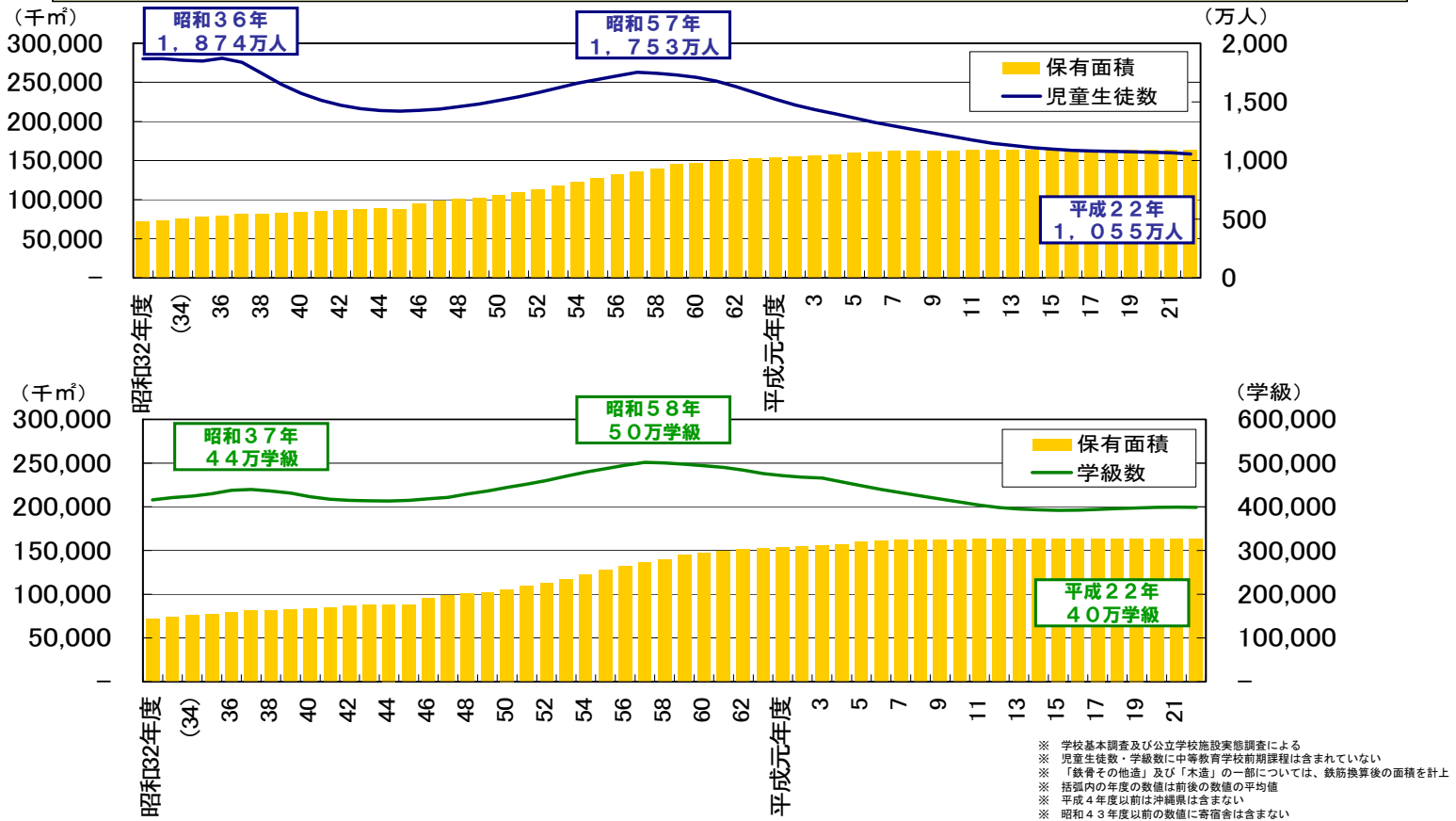
1. 学校を取り巻く状況

公立小中学校施設保有面積の推移



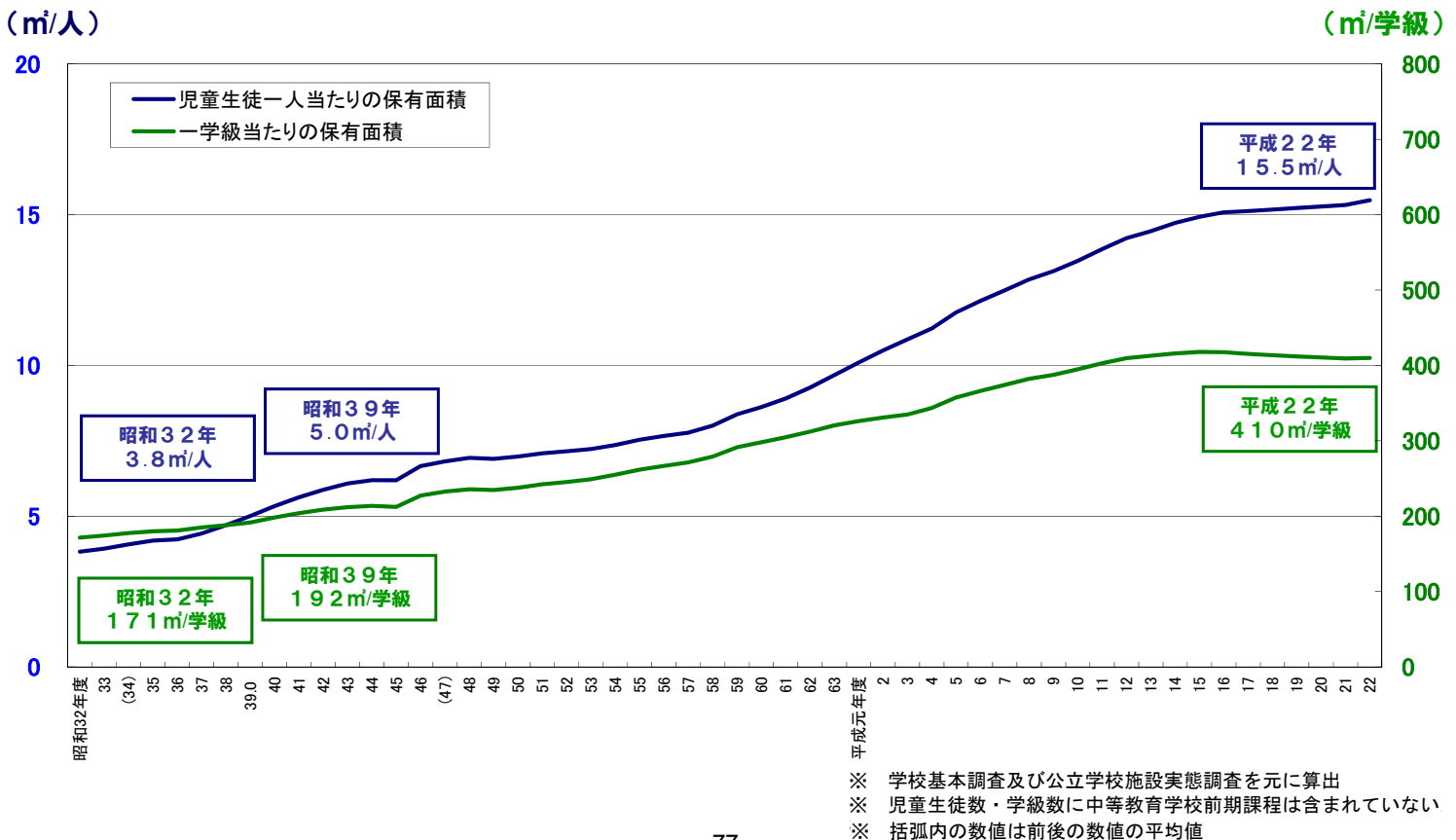
小中学校の保有面積と児童生徒数・学級数の推移

保有面積は戦後増加してきたが、近年は横ばいからやや減少傾向
児童生徒数・学級数は昭和50～60年頃を境に減少



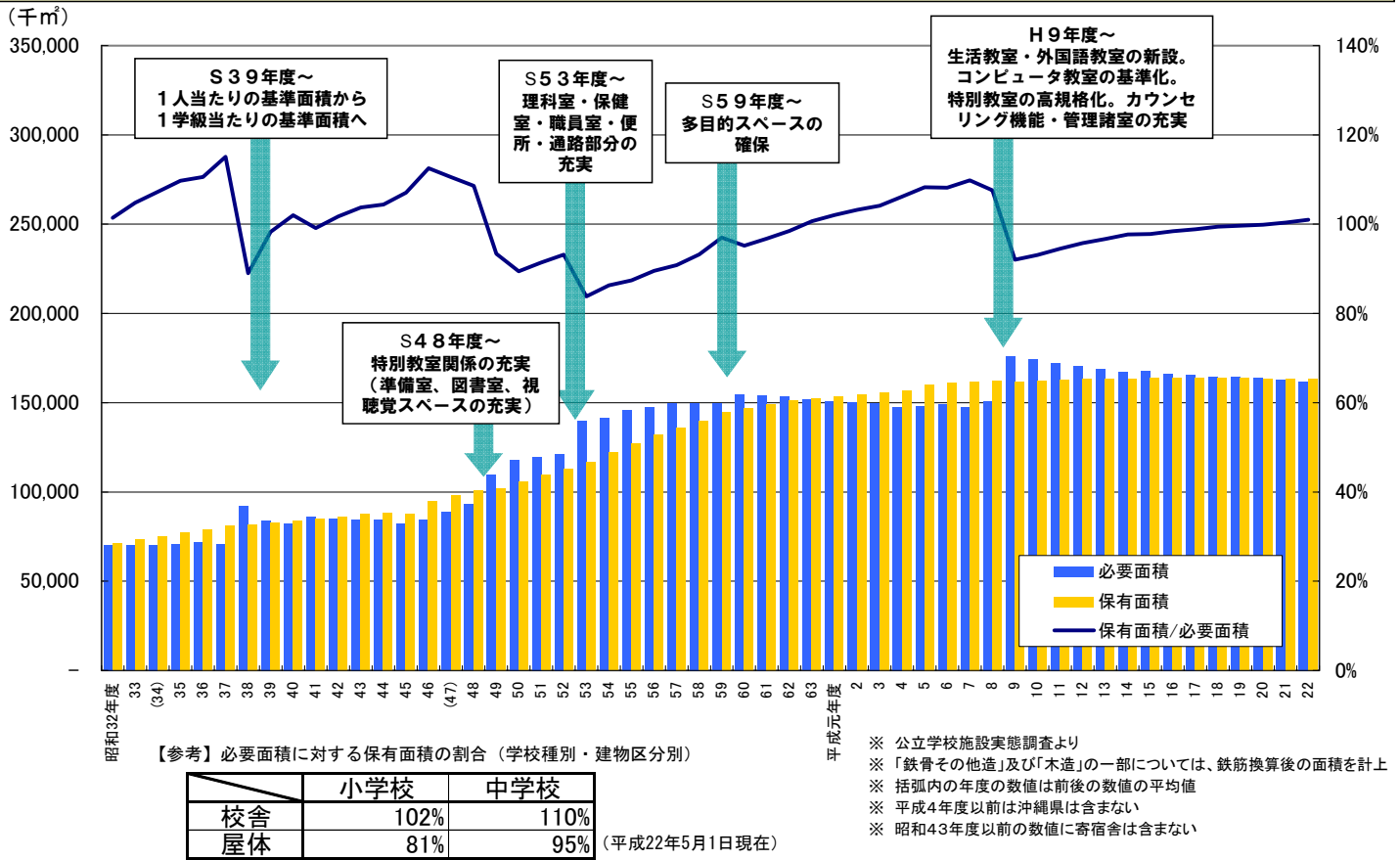
児童生徒一人当たり・一学級当たりの保有面積の推移

昭和30年代後半と比較して、児童生徒一人当たりの保有面積は約3倍に増加しているが、
一学級当たりの保有面積の増加は約2倍程度



小中学校の保有面積・必要面積の推移

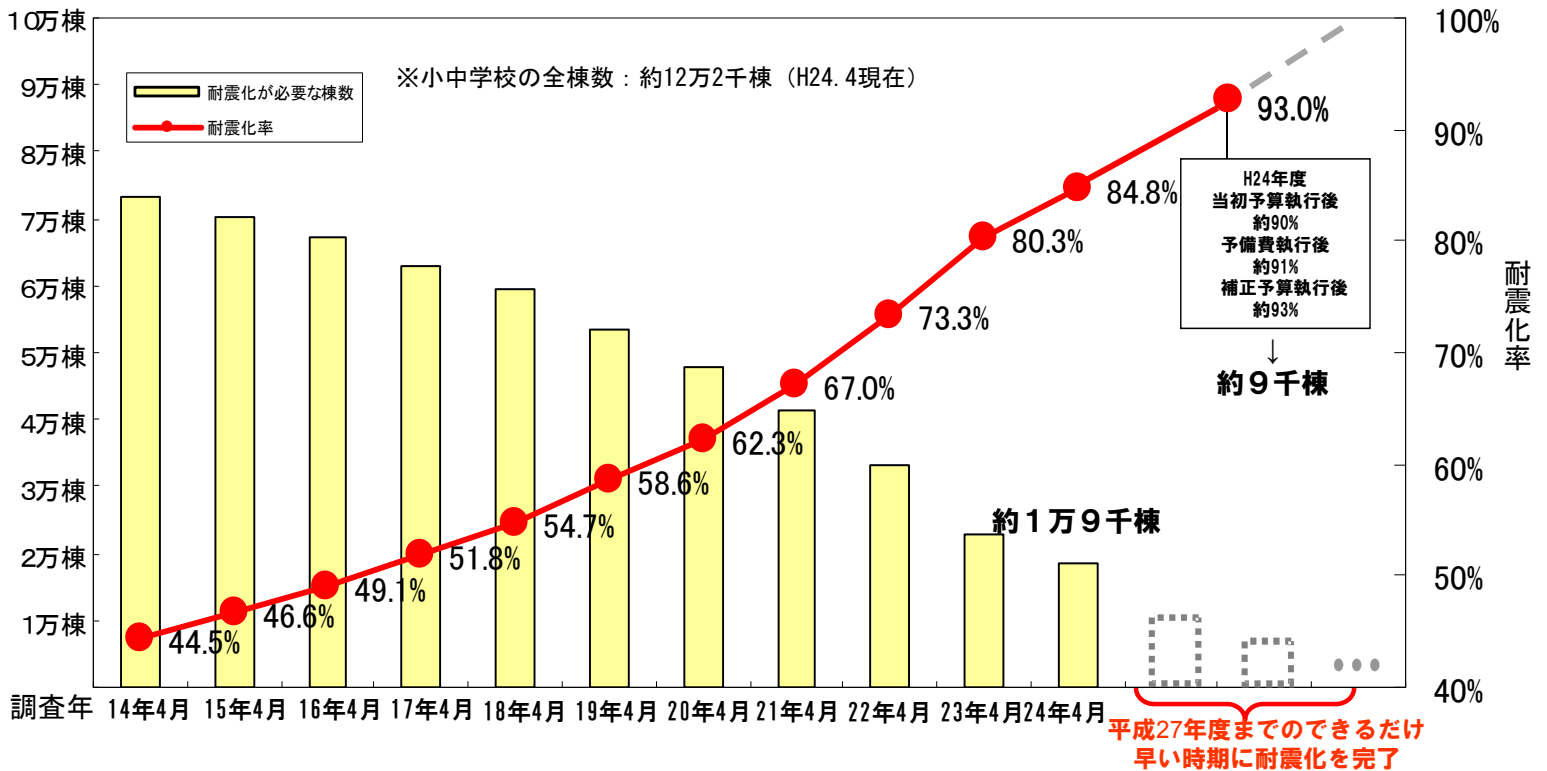
学校施設の高機能化・多機能化に伴い、数次にわたって必要面積の見直しを実施
必要面積に対する保有面積の割合は概ね100%程度で推移



2. 耐震化の状況

耐震化の進捗状況（公立小中学校）

公立小中学校の耐震化率は平成24年4月現在で84.8%
平成24年度予算（予備費及び補正予算を含む。）により約93%まで進捗する見込み



設置者別の耐震化状況

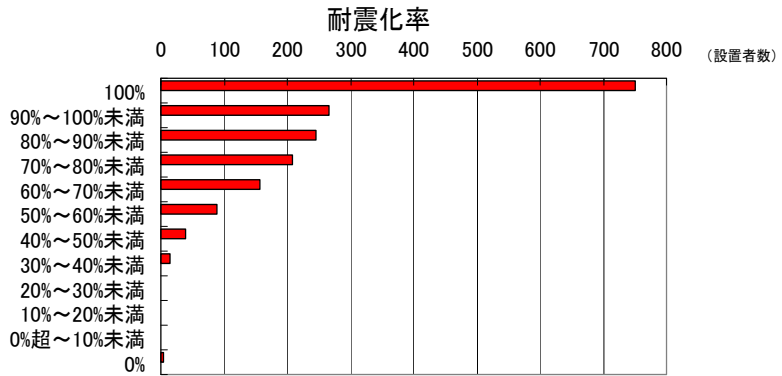
●設置者別の耐震化率分布

耐震化率（平成24(2012)年4月1日現在）※

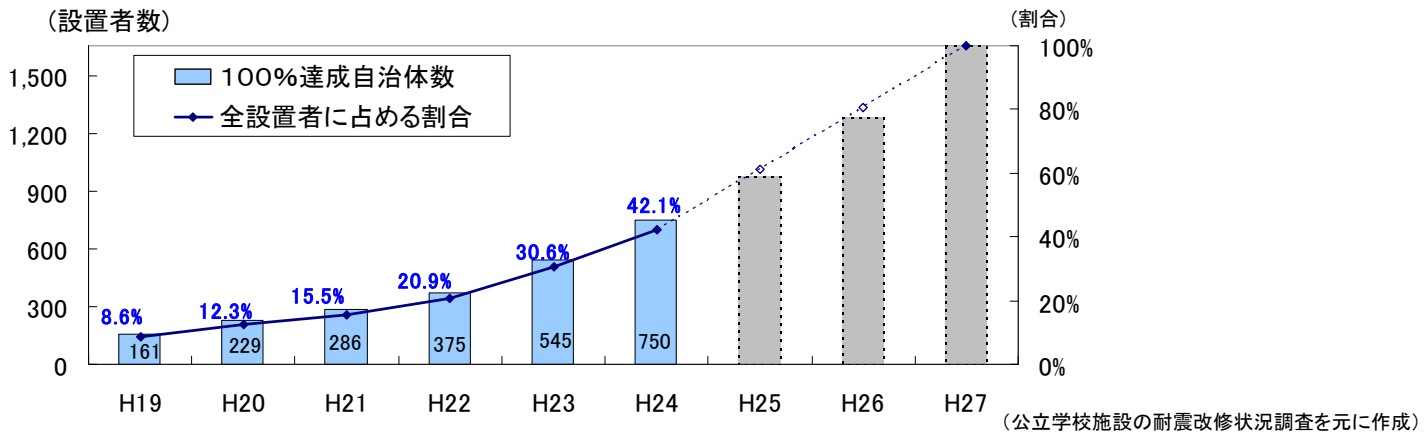
耐震化率	設置者数	割合
100%	750	42.1%
90%~100%未満	267	15.0%
80%~90%未満	245	13.8%
70%~80%未満	208	11.6%
60%~70%未満	156	8.8%
50%~60%未満	89	5.0%
40%~50%未満	39	2.2%
30%~40%未満	15	0.8%
20%~30%未満	3	0.2%
10%~20%未満	3	0.2%
0%超~10%未満	1	0.1%
0%	4	0.2%
合計	1,780	100.0%

※ 宮城県及び福島県の一部は除く

耐震化100%を達成した自治体数は約4割（平成24年4月）
平成24年度以降も増加する見込み



●耐震化率100%を達成した設置者数の推移



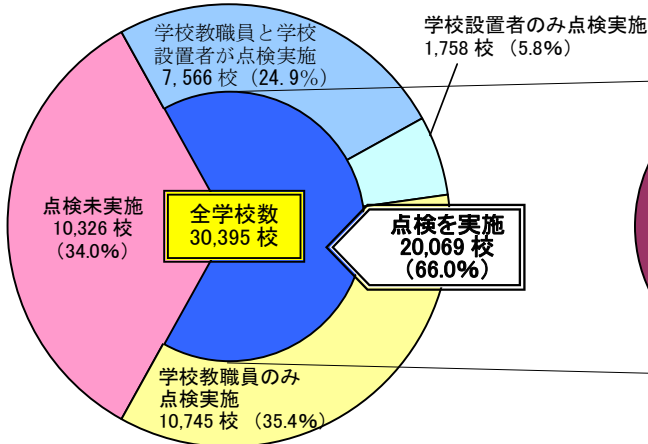
（公立学校施設の耐震改修状況調査を元に作成）

非構造部材の耐震対策の状況（公立小中学校）

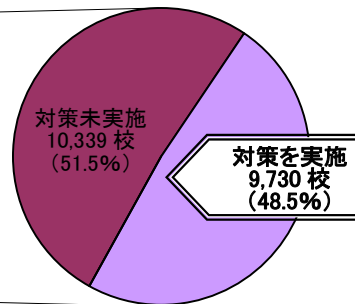
公立小中学校の耐震化率（建物の構造体）は84.8%まで進捗している一方、天井材等の非構造部材の耐震対策の実施率は32.0%

非構造部材：建物の構造体以外の、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等

耐震点検状況



耐震対策状況



平成24年4月1日現在

全学校のうち、非構造部材の耐震対策の実施率：32.0%（前年度29.7%）

老朽化による被害等の例

施設の老朽化により、安全面・機能面両面で様々な不具合が発生



外装材の著しい劣化



老朽化により
コンクリート片が落下



屋上防水の老朽化で
頻発する雨漏り



度重なる配管の破損



老朽化により
モルタルが落下



床の段差



トイレの老朽化による臭気

老朽化が原因の事故事例① (窓の障子の落下)

平成21年12月

建築年：昭和53年3月(築31年)

被害：窓の直下に駐車していた自動車が
損傷



障子の落下箇所



落下した障子

推測される一原因
上框に内蔵された障子の外れ止め
部品の外れ。

平成22年3月

建築年：昭和62年3月(築22年)

被害：なし



障子の落下箇所



落下して破損した障子

推測される一原因
戸車の劣化。(戸車のすり減りにより障子と枠のすき間が拡大)

※「既存学校施設の維持管理について」(平成22年8月16日
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長 事務連絡)より

老朽化が原因の事件事例② (手すり落下)

平成22年4月

建築年 : 昭和49年6月 (築35年)

概要 : 校舎2階の教室前のバルコニーにおいて、生徒2名が手すりに寄りかかったところ、手すりが壊れ、生徒2名が転落。1名はかかとを骨折する重傷。もう1名は頭部打撲。



手すりの接合部 (支持部)



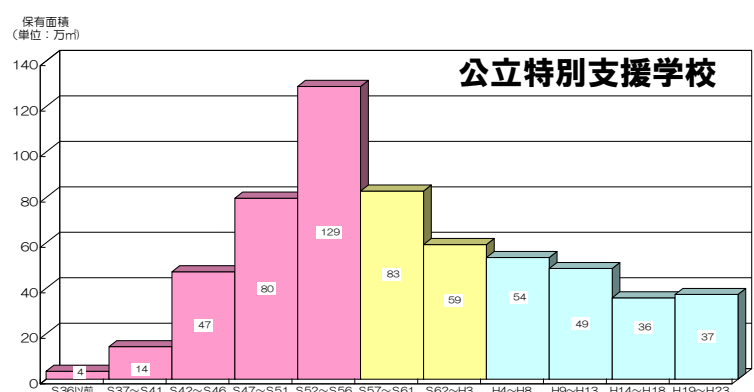
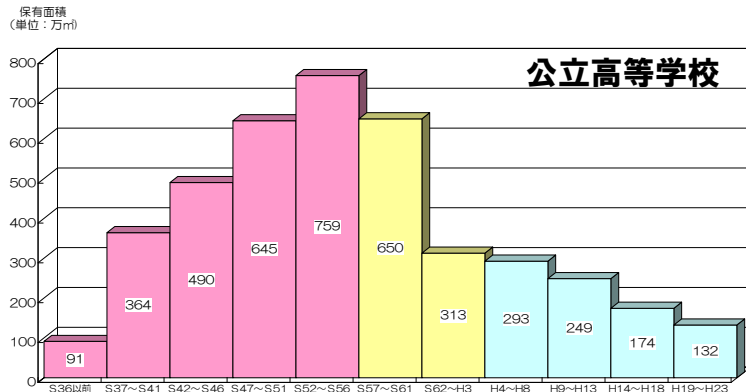
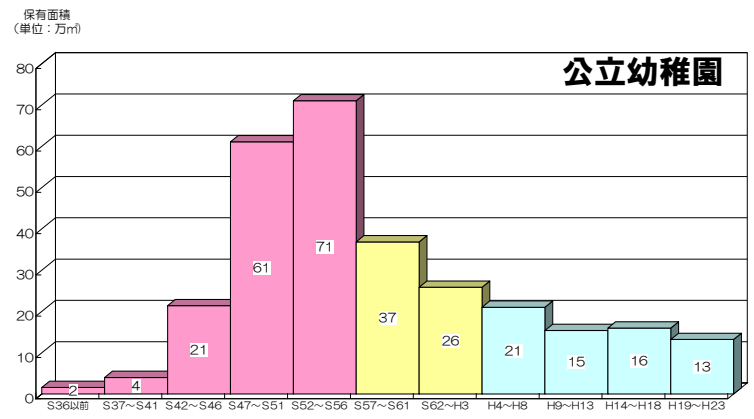
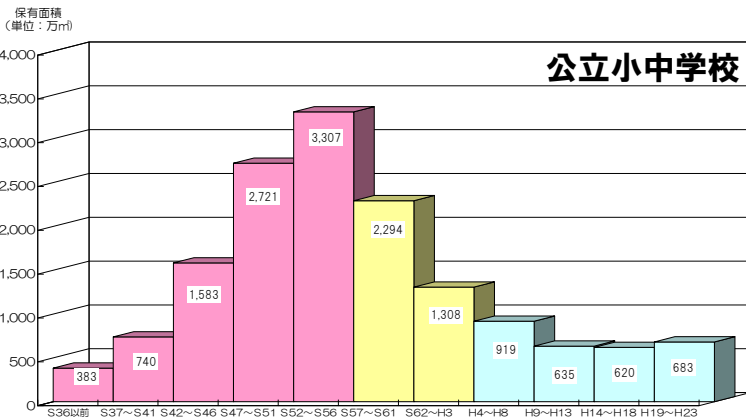
推測される一原因

プレキャストコンクリート製の手すりとバルコニー支柱の隙間に雨水・潮風が浸入し、取付け金物が腐食

※「既存学校施設の維持管理の徹底について(依頼)」(平成22年4月23日 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長通知)より

経年別保有面積

老朽化は、小中学校だけでなく、幼稚園や高等学校、特別支援学校でも進行している



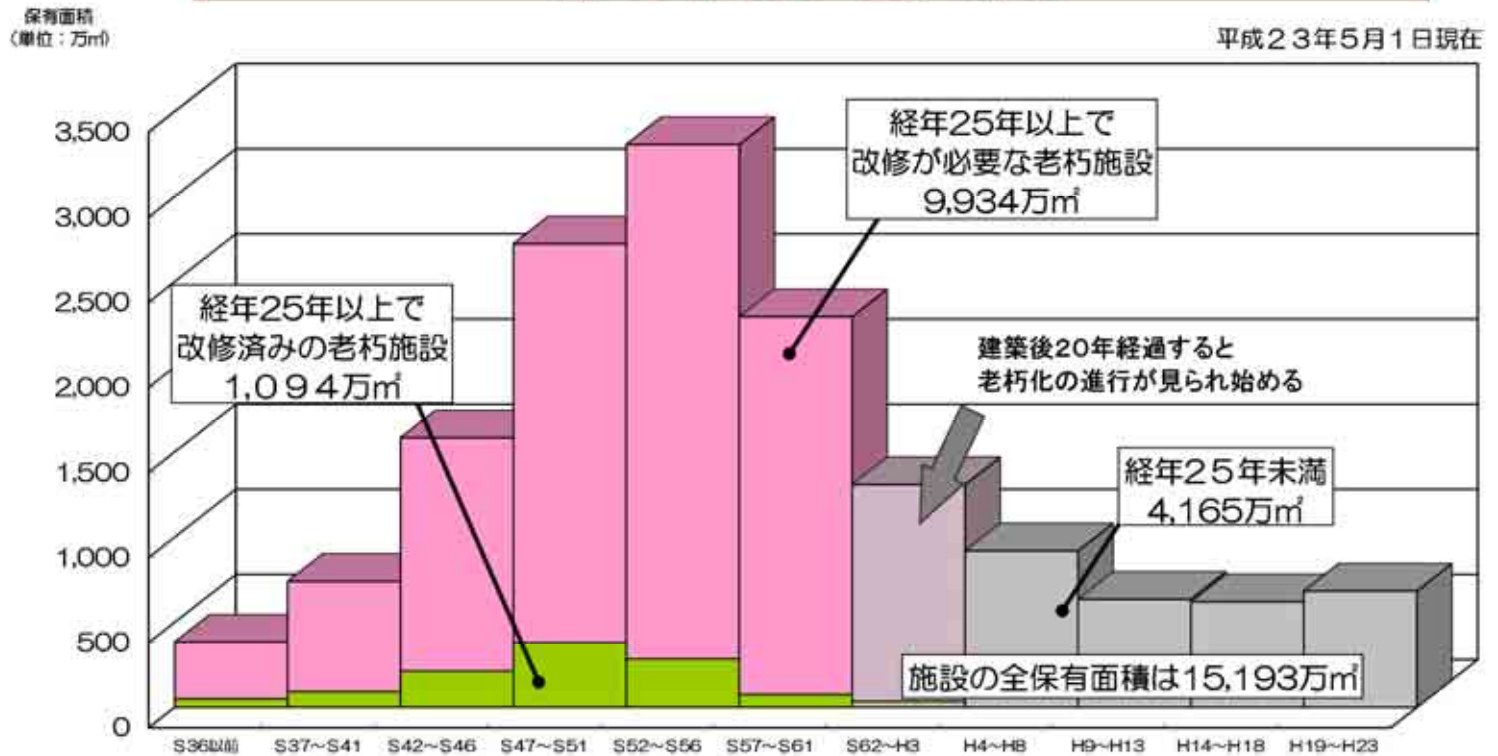
0~19年
20~29年
30年以上

※岩手県、宮城県、福島県を除く
※平成23年5月1日現在
※特別支援学校は平成18年度までは盲学校、聾学校及び養護学校

3. 老朽化の状況

経年別保有面積（公立小中学校）

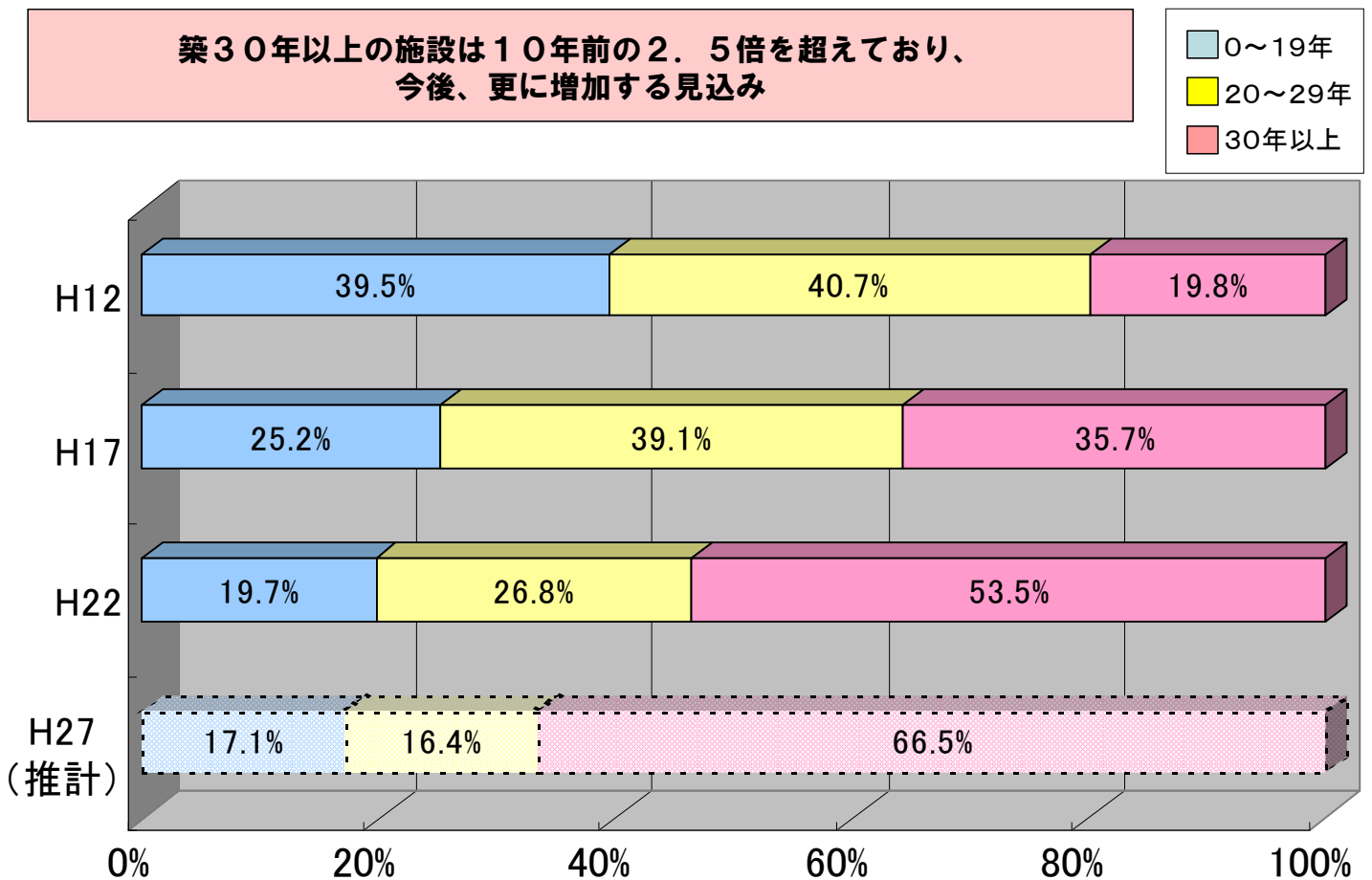
老朽化が進行している経年25年以上の要改修施設は9,934万㎡
全体の7割（65.4%）を占める



3. 老朽化の状況

経年別保有面積割合の推移（公立小中学校）

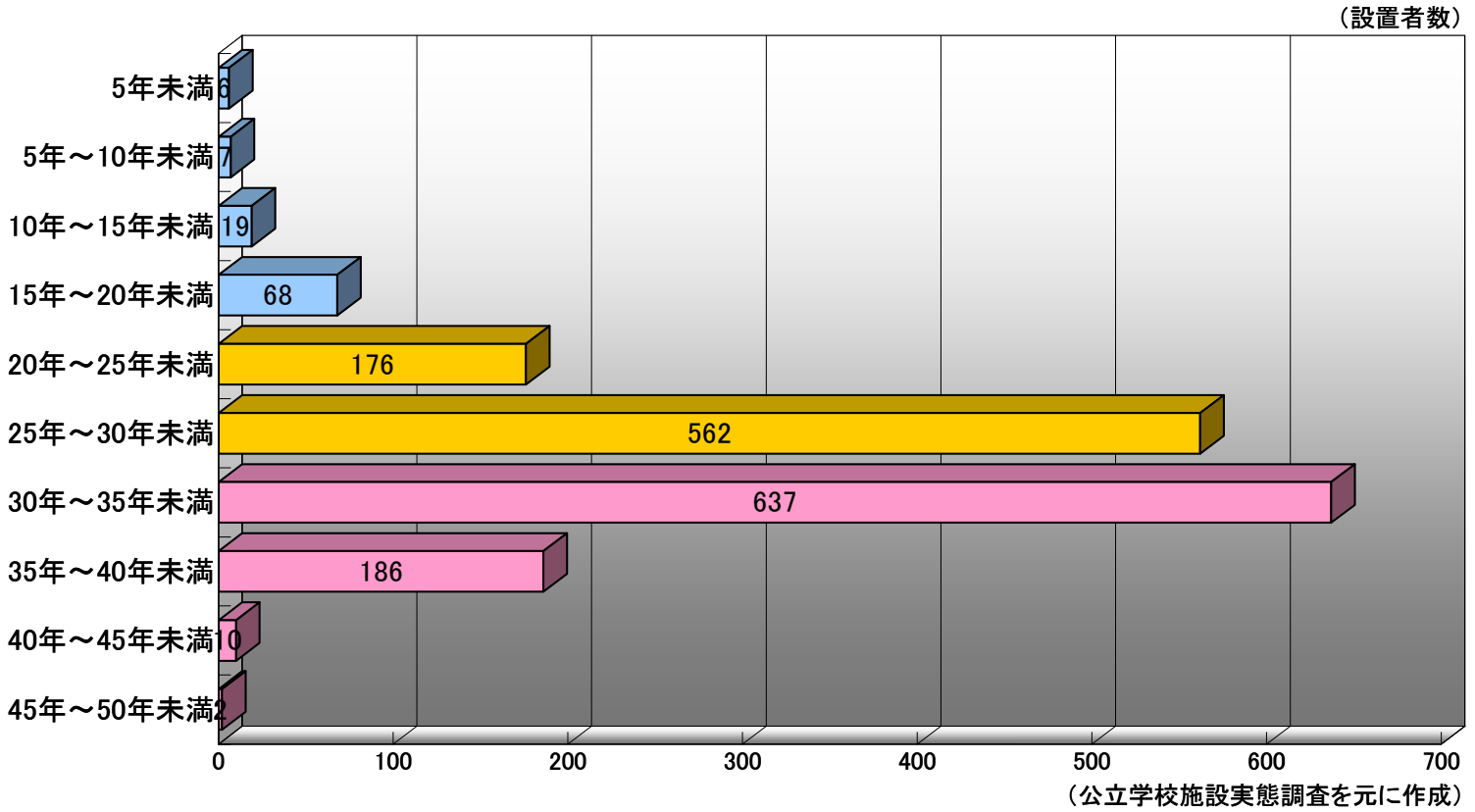
築30年以上の施設は10年前の2.5倍を超えており、
今後、更に増加する見込み



3. 老朽化の状況

設置者の平均築年数別分布（公立小中学校）

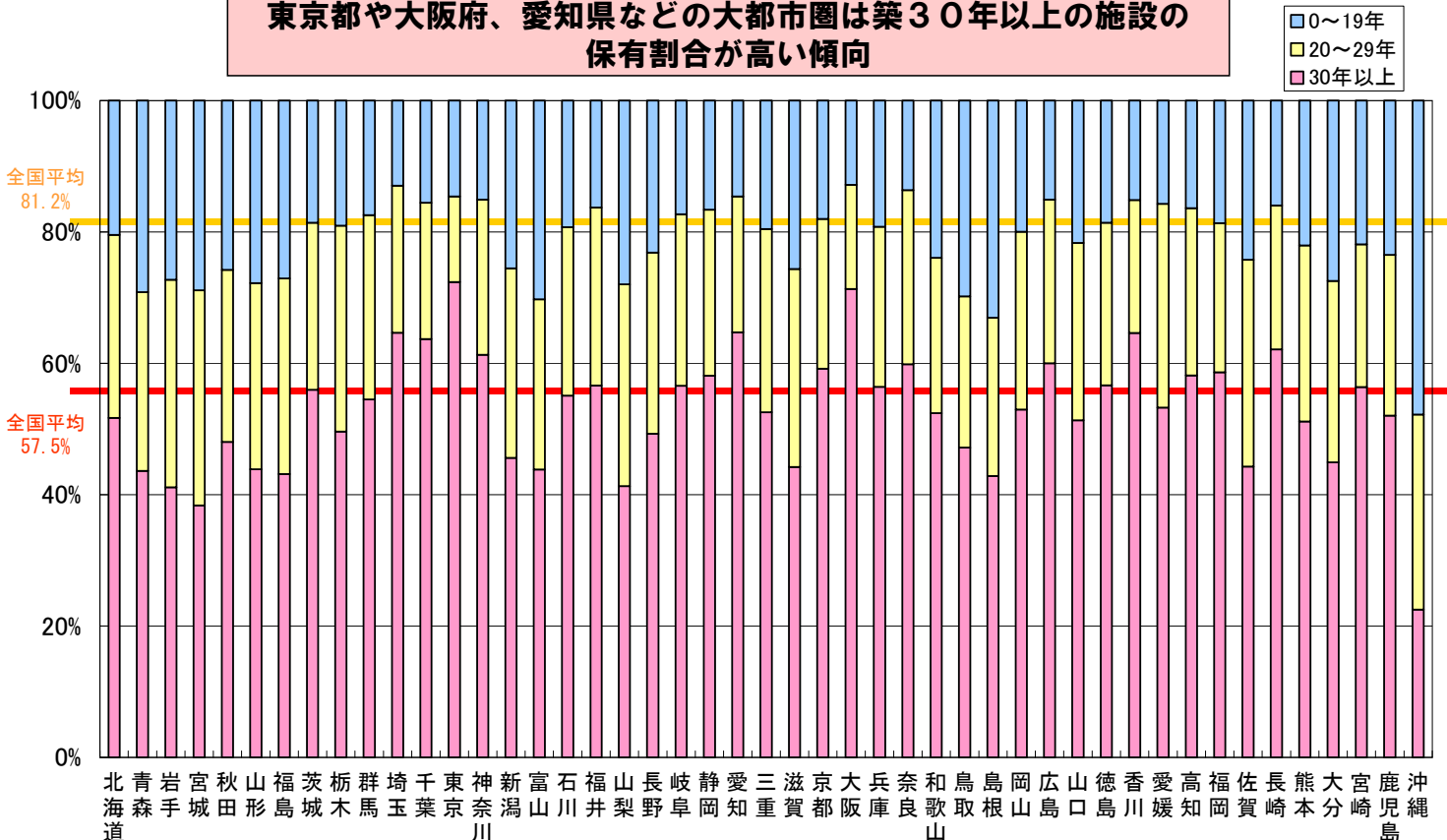
約半数の自治体において、保有している公立小中学校施設の平均築年数が30年を上回っている



3. 老朽化の状況

経年別保有面積（公立小中学校・都道府県別）

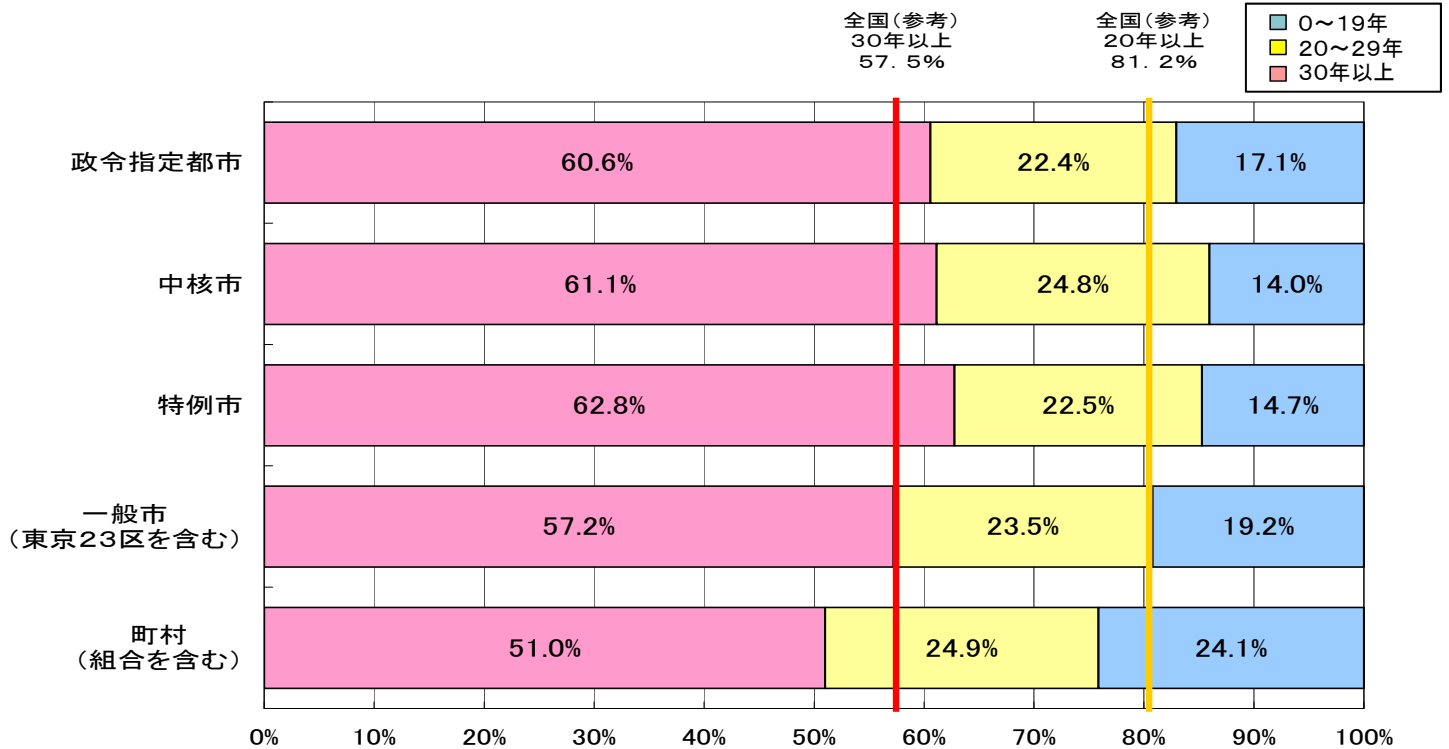
東京都や大阪府、愛知県などの大都市圏は築30年以上の施設の保有割合が高い傾向



※ 公立学校施設実態調査を元に作成
 ※ 平成23年5月1日現在
 (但し、岩手県・宮城県・福島県の数値は平成22年5月1日現在)

経年別保有面積（市町村の分類別）

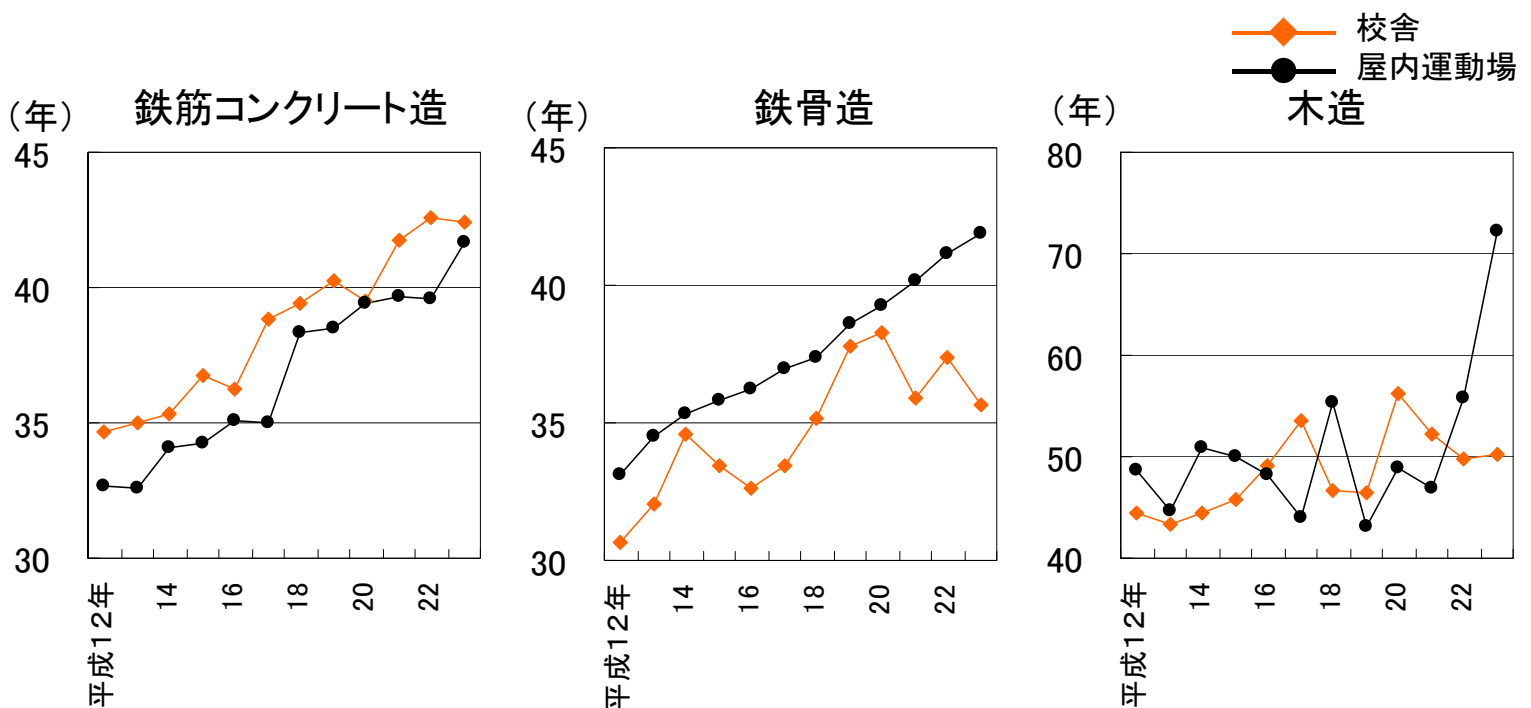
政令指定都市、中核市及び特例市は、全国平均より老朽化した施設の保有割合がやや高い傾向



※ 公立学校施設実態調査を元に作成
 ※ 非木造かつ200㎡超の建物を対象
 ※ 岩手県、宮城県、福島県を除く

改築（建て替え）までの平均年数

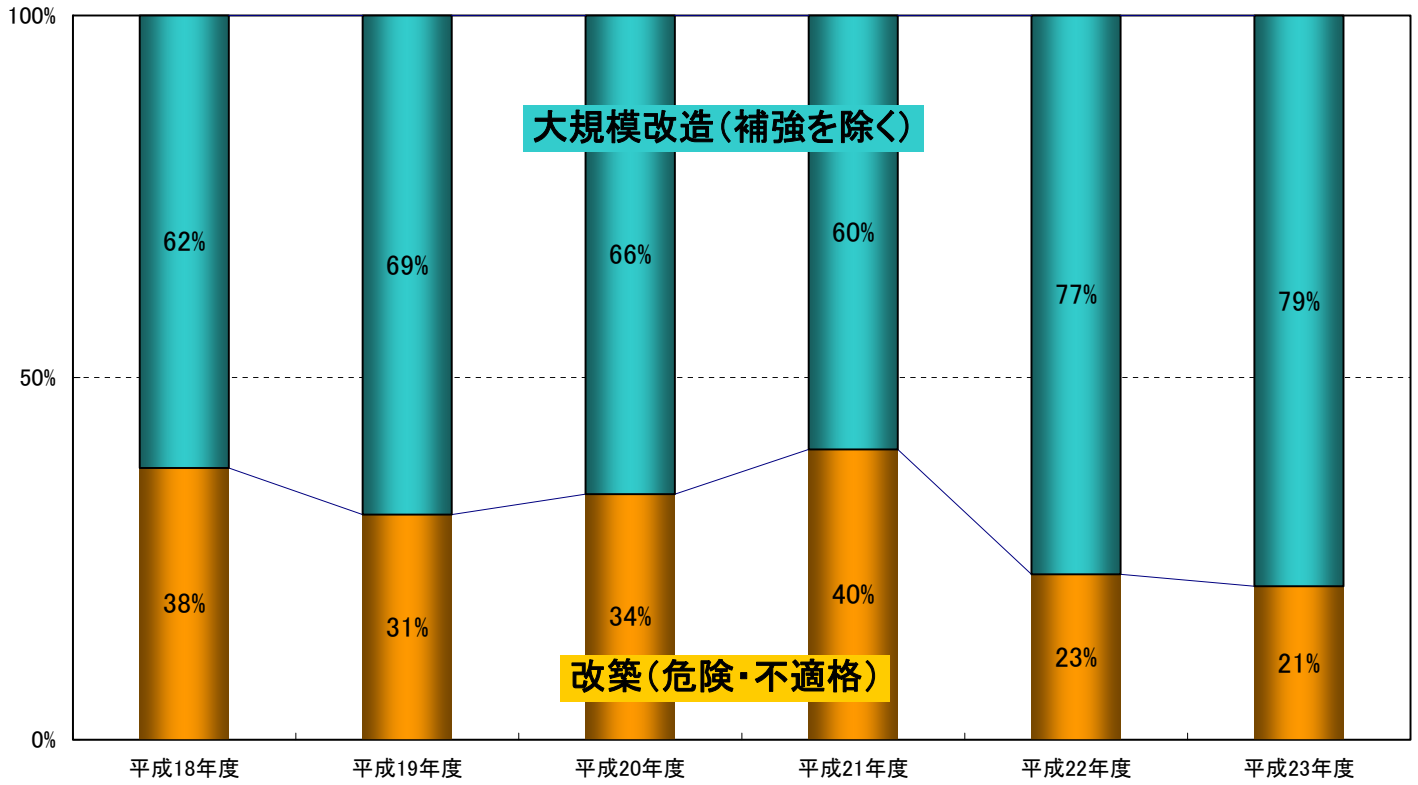
鉄筋コンクリート造の施設の改築までの平均年数は約42年であり、近年、改築までの年数が延びる傾向にある



公立学校施設実態調査を元に作成
 ・平成12~17年度は17年度調査、平成18~23年度は23年度調査から抽出
 ・抽出条件: 200㎡以上、稼働年数10年以上
 ※ 木造校舎や木造屋内運動場については、データの母数が少ないため、数値の変動が大きい

改築・大規模改造の事業件数の割合の推移

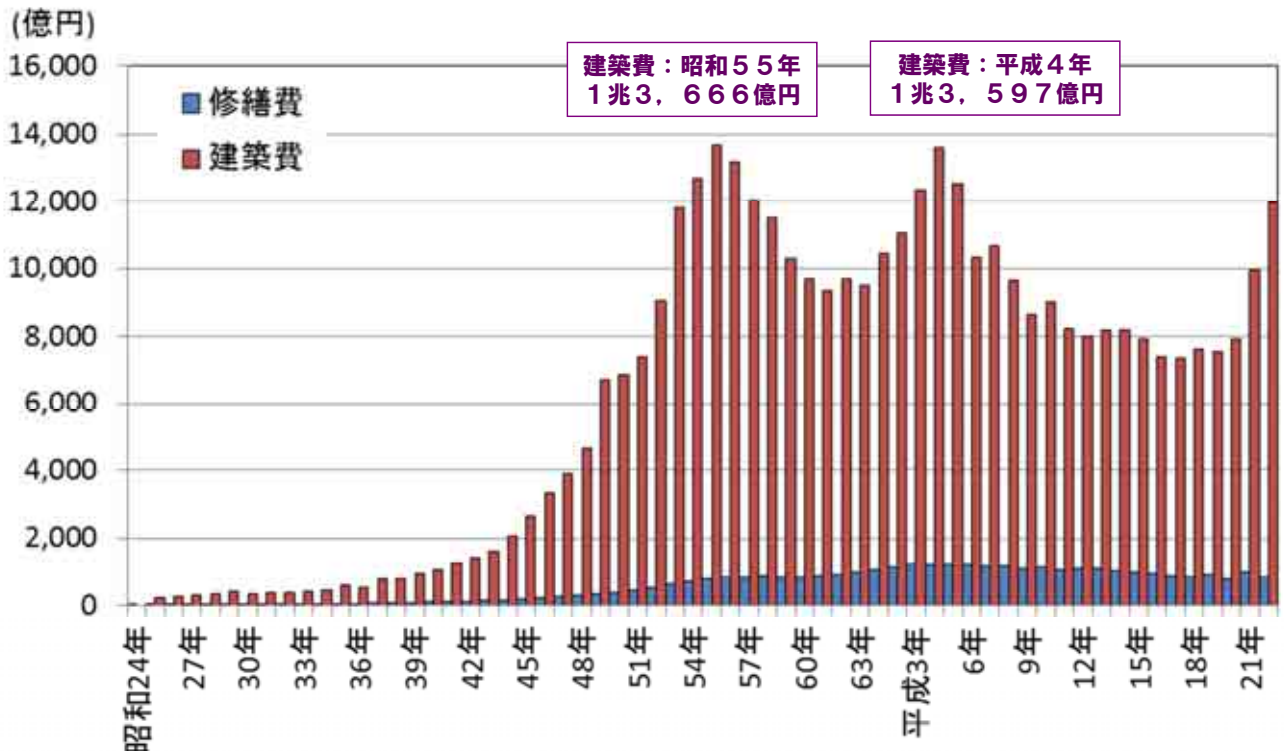
「大規模改造」の事業件数の割合が増加傾向



(公立学校施設整備事業による事業件数を元に作成)

公立小中学校の建築費・修繕費の推移

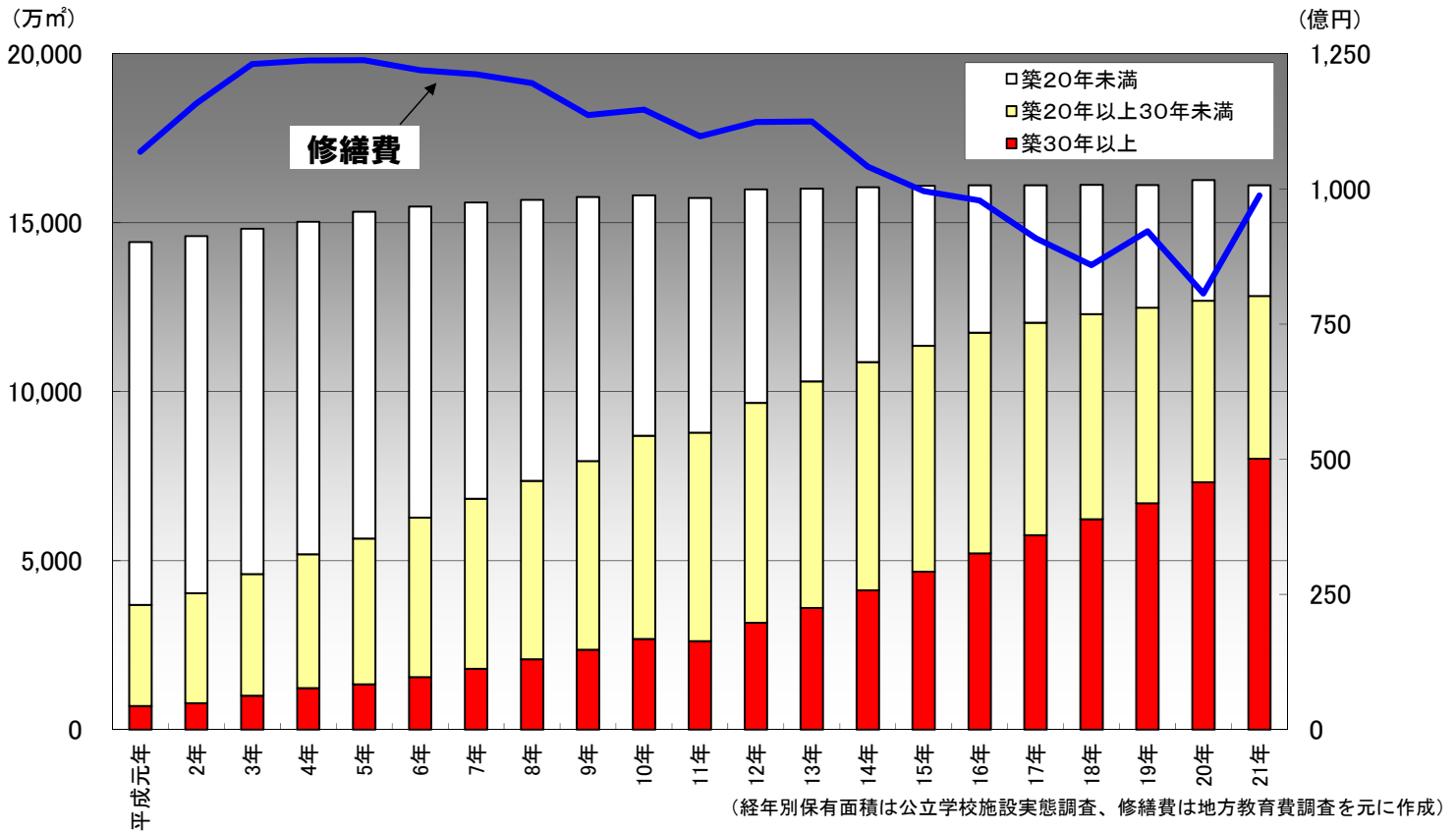
約20～30年前のピーク時に1兆2千億円を超えていた建築費は近年8千億円程度で推移
今後、ピーク時に建設された施設の更新需要が増加することが見込まれる



(地方教育費調査を元に作成)

経年別保有面積と修繕費の推移

経年30年以上の施設の面積は増加しているが、修繕費は減少傾向



4. 文部科学省の取組

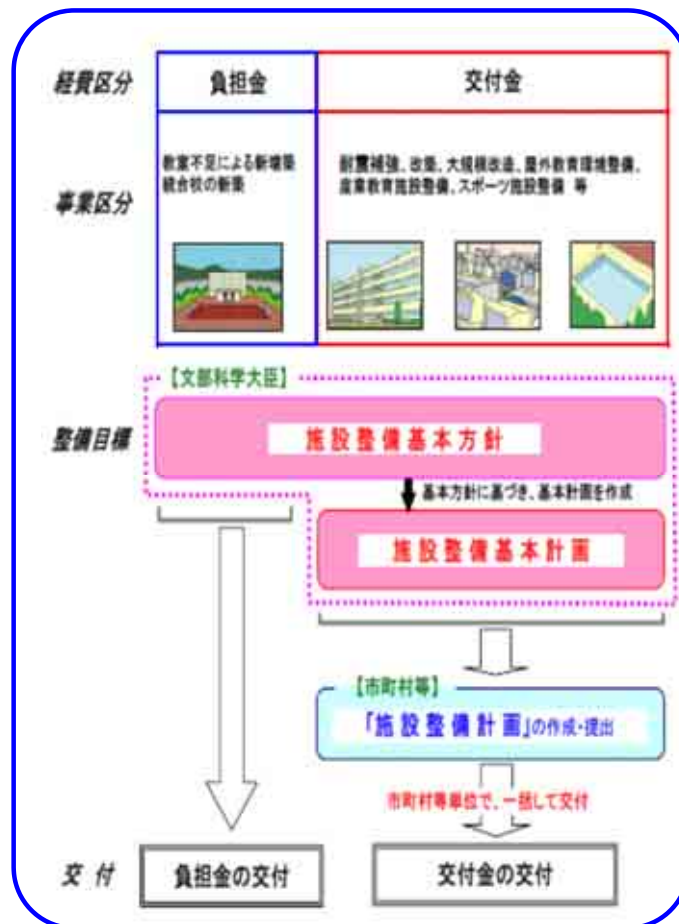
施設整備基本方針と施設整備基本計画

公立学校施設整備に対する国庫補助

- 負担金：校舎等の新增築
- 交付金：校舎等の耐震補強、改築、大規模改造等

施設整備基本方針と施設整備基本計画

- 平成18年度に大きな制度改正。交付金化とともに、**施設整備基本方針と施設整備基本計画を作成し、施設整備の目標を示す制度へ移行。**
- 平成18年度に初めて作成した**施設整備基本方針**の中で、**作成後概ね5年をメドに見直す**ことを規定。**平成23年5月に改正。**



施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正

施設整備基本方針の改正内容(H23. 5. 24文部科学省告示改正)

- **耐震性の確保されていない公立学校施設について**、地震防災対策特別措置法が平成23年3月に改正され、公立学校施設の耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置が平成27年度末まで延長されたことを踏まえ、**平成27年度までのできるだけ早い時期に、耐震化を完了させる**という目標を記載。
- 耐震化に当たっては、建物自体のみならず、天井材や外装材等の**非構造部材の耐震化を推進**することを記載。
- 地震等の災害発生時に応急避難場所として役割を果たすため、**防災機能の強化**することを記載。
- 公立学校施設の老朽化が深刻になっており、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するためには、**老朽化対策を推進**することを記載。
- 環境を考慮した学校施設である**エコスクール化の推進**や、**太陽光をはじめとした新エネルギーの導入や教育の情報化等の様々な社会的要請に適切に対応するための施設整備を推進**することや、**公民館等の社会教育施設や福祉施設との複合化等による施設整備を促進**することを記載。

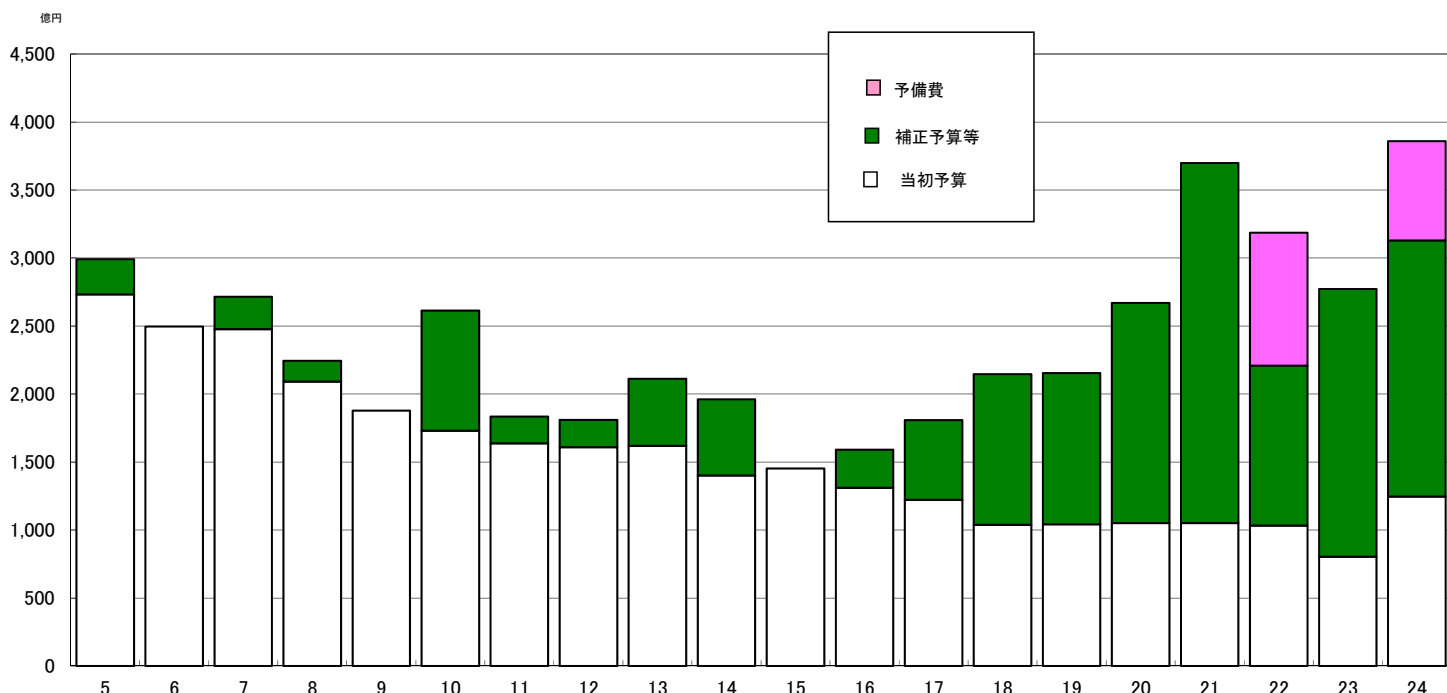
施設整備基本計画の改正内容(H23. 5. 24文部科学省告示改正)

施設整備基本方針の改正内容を踏まえ、地方公共団体が作成する施設整備計画の目標達成のために必要な事業として、「**非構造部材の耐震化**」「**防災機能の強化**」「**老朽化した施設の再生**」「**太陽光発電等の環境を考慮した学校施設の整備**」「**校内LANの整備**」を明記。

公立学校施設整備費予算額の推移（平成5年度～平成24年度）

区分	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
(億円)	(259)		(238)	(152)		(882)	(197)	(200)	《310》	(560)		(280)	(587)	(1,107)	(1,111)	《500》	《△131》	《978》	《1,627》	《730》
予 算	2,732	2,497	2,478	2,092	1,878	1,731	1,638	1,610	1,619	1,402	1,452	1,311	1,221	1,039	1,042	1,051	1,051	1,032	805	1,246

(注) 上段()書きは補正予算等で外数。(平成13年度、20年度及び21年度は中段が1次補正、上段が2次補正(21年度については執行停止額)。22年度及び24年度は中段が補正、上段が予備費。平成23年度は中段が1次補正、上段が3次補正。平成24年度予備費は経済危機対応・地域活性化予備費(149億円)と東日本大震災復興特別会計予備費(581億円)の合算。



公立学校施設整備事業の概要

1. 趣旨

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」（施設費負担法）等に基づき、公立学校建物（公立小中学校、特別支援学校、幼稚園の校舎・体育館等）の施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

2. 主な国庫補助事業・負担（算定）割合

事業名	負担（算定）割合	事業の内容
新增築	1 / 2	学校建物（校舎、体育館等）を新しく建設又は増築（教室不足の解消、学校統合）
改築	1 / 2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高いもの（Is値0.3未満）のうち、やむを得ない理由により補強が困難なため行う場合
	1 / 3	（上記以外）
地震補強	2 / 3（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高い（Is値0.3未満）場合
	1 / 2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性がある（Is値0.3～0.7）場合
大規模改造	1 / 3	エコ改修や老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を建て替えずに改修
武道場	1 / 2（新築）	中学校に柔道場、剣道場等を整備
	1 / 3（改築）	
太陽光発電等設置	1 / 2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備
その他	1 / 3	屋外教育環境、学校プール、社会体育施設、学校給食施設 等

Is値：「構造耐震指標」（Seismic Index of Structure）建物の構造的な耐震性能を評価する指標。Is値が大きいくほど耐震性が高い。

改築事業の概要

1. 危険改築

- 趣旨
構造上危険な状態にある建物について、その改築に要する経費の一部を国庫補助し、公立学校における教育の円滑な実施を確保する。
- 補助要件（非木造建物の場合）
建物の構造耐力、保存度及び外力条件を要因とする**耐力度調査（次頁参照）**の点数が、10,000点満点で4,500点以下の建物（※）について、構造上危険な状態にある建物（危険建物）として判定する。
（※平成19年度までに耐力度の測定を行ったものについては5,000点以下）
- 算定割合
原則 1 / 3

2. 不適格改築

- 趣旨
教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるものについて、その改築に要する経費の一部を国庫補助し、教育条件の改善を図る。
- 補助要件
 - ・耐震力不足建物（Is値0.3未満等）
 - ・全面改築又は適正配置条件を満たすもの
- 算定割合
原則 1 / 3

耐力度調査について

概要

公立学校施設における①建物の構造耐力、②経年による耐力低下、③立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価する。

$$\text{耐力度点数} = \text{①構造耐力} \times \text{②保存度} \times \text{③外力条件}$$

①構造耐力の評価項目…水平耐力、剛性率、偏心率、コンクリート圧縮強度、層間変形角、基礎構造、構造使用材料

②保存度の評価項目…経過年数、コンクリート中性化深さ及び鉄筋かぶり厚さ、鉄筋腐食度、不同沈下量、ひび割れ、火災による疲弊度

③外力条件の評価項目…地震地域係数、地盤種別、積雪寒冷地域、海岸からの距離

判定基準

所要の耐力度点数に達しないものは「構造上危険な状態にある建物」として、危険改築事業の補助対象となる(地域・学校種別等により、500点の緩和措置あり)。

建物の構造	耐力度点数 (10,000点満点)
鉄筋コンクリート造 鉄骨造 補強コンクリートブロック造	4,500点以下(※)
木造	5,500点以下

※耐震診断の普及や耐震補強技術の進展から、耐震性能が低いことによる危険改築の要件を見直すこととし、平成18年度に500点の引き下げを行っている。

大規模改造（老朽）事業の概要【昭和58年度創設】

《目的》

- ・経年により発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置
- ・教育環境の改善を図り、学校教育の円滑な実施に資するとともに、建物の耐久性の確保を図る

《対象》

- ・**建築後20年以上**の建物
- ・**外部及び内部の両方**を同時に全面的に改造する工事
- ・建物全体の**延べ床面積の約70%以上**を改造する工事

《算定割合》

1/3（財政力指数が1.0を超える設置者にあつては 2/7）

下限額: 7,000万円(学校単位)〔耐震補強工事と合併施行する場合は、耐震補強工事費を含む〕

上限額: 2億円(過去急増市町村にあつては3億円)

※小規模校の場合(建物区分ごとに800㎡以下)下限額: 1,000万円(学校単位)

《効果》

- ・建築部材の老朽化に対応(改修)することで施設の安全性を確保する。(床の損傷による転倒事故防止等)
- ・教育内容、方法の変化に対応した改修を行うことにより、教育環境の改善が期待できる。

大規模改造（老朽）事業に関する制度の変遷

昭和58年の制度創設以降、市町村の整備状況の実態等を踏まえ、国と地方の適切な役割分担の下、上下限額など対象事業の見直しを段階的に実施

昭和58年	大規模改修費 <補助制度創設> (対象地域) ・離島、豪雪地帯、台風常襲地帯 及び地震防災対策強化地域 (対象校) ・市町村立小学校、中学校、 特別支援学校(小中学部) (補助率) ・ 1/3 (対象事業) ・ <u>非木造建物で建築後15年以上経過した建物</u> ・ <u>下限 2,000万円 上限 1億円</u>	平成元年	(対象校) ・市町村立幼稚園を追加 (対象事業) ・木造建物で建築後15年以上経過した建物を追加 ・ <u>下限額 400万円(幼稚園)</u>
昭和60年	(対象地域) ・地域制限を撤廃(全国を対象) (補助率) ・ 2/7 (財政力指数1.0を超える市町村)	平成4年	(対象事業) ・ <u>建築後20年以上経過した建物 15年→20年</u> ・ <u>下限 4,000万円 上限 1.5億円</u> (下限2,000万円→4,000万円 上限1億円→1.5億円)
昭和63年	大規模改造へと名称変更 (対象校) ・都道府県立特別支援学校(小中学部)を追加 (対象事業) ・小規模校の下限を緩和2,000万円→1,000万円	平成7年	(対象事業) ・ <u>下限 5,000万円 上限 2億円</u> (下限4,000万円→5,000万円 上限1.5億円→2億円)
		平成9年	(対象事業) ・ <u>下限 7,000万円</u> (下限5,000万円→7,000万円)
		平成10年	(対象事業) ・ <u>上限 3億円(過去急増市町村に限る)</u>

大規模改造（老朽：エコ改修）事業の概要【平成23年度創設】

《目的》

- ・学校施設の老朽化が深刻であるため、老朽改修の実施が急務
 - ・改正省エネ法に基づき作成した省エネ計画の達成が必要
 - ・猛暑等の対策として、室内の温熱環境等の改善が必要
- ⇒環境に配慮した計画的・効率的な老朽改修を促進する。

《対象》

建築後20年以上の建物

《算定割合》

1/3 (財政力指数が1.0を超える設置者にあつては2/7)

下限額: 7,000万円(地方公共団体単位) かつ400万円以上(事業単位)

上限額: 2億円(過去急増市町村にあつては3億円)

※小規模自治体の場合(小中学校数が6校以下)下限額: 1,000万円(地方公共団体単位) かつ400万円以上(事業単位)

※建物区分ごとに、老朽改修の工事費全体に占めるエコ改修の工事費の割合が50%以上となること。

《実施例》

(これまでの老朽改修)

	23年度	24	25	26	27
A小	■				
B小		■			
C小			■		
D中				■	
⋮					■

(今後の老朽エコ改修の例(イメージ))

	23年度	24	25	26	27
A小	■				
B小	■				
C小	■	■			
D中			■		
⋮				■	

大規模改造(老朽:エコ改修)の創設により、分割して、計画的・効率的に改修することが可能に

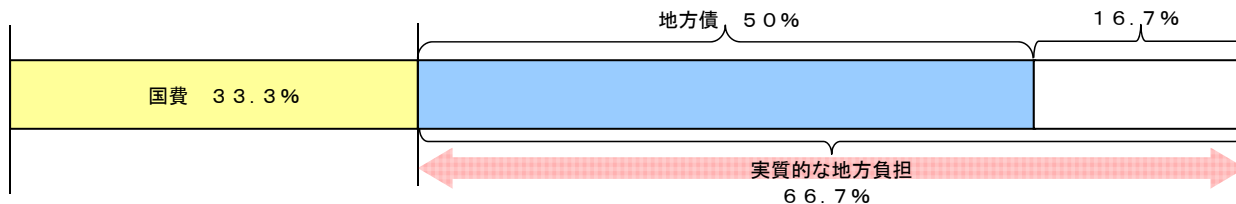
《効果》

- ・費用対効果の高いものから順次実施できる。
- ・多くの学校を同時に環境改善できる。
- ・一括発注によるコストダウンも可能。

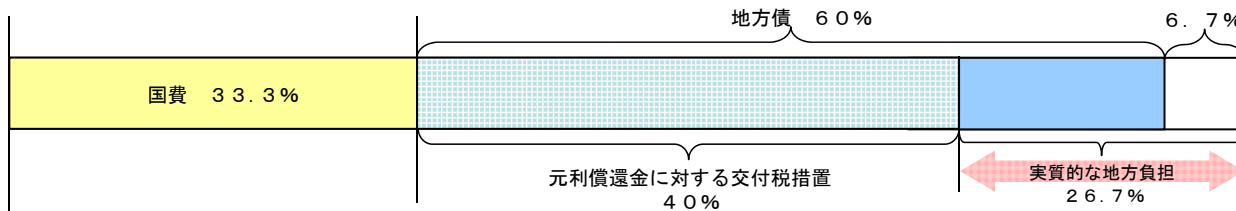
老朽関連事業における地方財政措置(平成24年度)

※一般会計事業として実施する場合

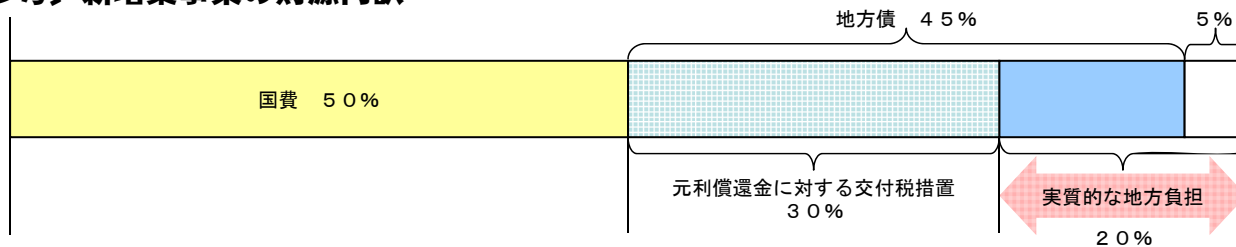
○大規模改造事業（老朽）の財源内訳



○改築事業の財源内訳



〔参考〕 新增築事業の財源内訳



公立学校施設の維持管理に要する経費

1. 趣旨

経常的に発生する建物の維持補修や小規模な改良については、設置者が自らの判断で適時・適切に行うものであるが、建物の維持管理に要する経費については、地方交付税等により所要の措置を講じている。

2. 老朽した建物に対する措置

地方単独事業で実施される以下の事業に対しては地方債措置がなされる。

○対象事業

建 物：建築後15年以上経過した、小中学校、中等教育学校(前期課程)及び特別支援学校(小中学部)の校舎及び屋内運動場

工 事：一部改造又は全面改造

下限額：2,000万円以上

○起債充当率

対象事業費の75%(元利償還金の30%を地方交付税措置)

3. 建物の維持管理費に対する措置(平成23年度)

維持管理に要する経費を地方交付税の単位費用に以下のとおり算定している。

○個別算定経費(建物等維持修繕費)

小学校18学級につき、3,270千円

中学校15学級につき、3,540千円

○包括算定経費(改修等事業費)※標準団体(人口10万人)の事業費として単位費用に積算

小学校分 145,000千円

中学校分 67,000千円

老朽化対策に関する財政支援措置イメージ (標準的な規模の自治体・学校の場合。平成24年度)

国と地方の役割分担の観点から、原則として、事業費7,000万円以上の大規模な事業を国庫補助対象、それ以外は地方単独事業としている。ただし、政策的な観点から各個別課題の推進に必要な事業については、一部、国による財政支援を実施



公立学校施設の必要面積

1. 必要面積（国庫補助基準面積）

必要面積は、学習指導要領に即した学校教育の実施を確保する上で、必要となる標準的な面積を学校種別、建物種別ごとに定めたもの。

各学校設置者において、弾力的に多様な学校施設を整備することができるよう、教室等の個々の室の面積を定めたものではなく、学校規模に応じた総面積を定めている。

また、必要面積は教育内容・方法等の多様化等に伴う学習指導要領の改正等を踏まえ、所要の改善を図っている。

2. 小・中学校校舎の必要面積の例（現行）

（温暖地）

学校種別	6学級	12学級	18学級	24学級
小学校	2,468㎡	3,881㎡	5,000㎡	6,038㎡
中学校	3,181㎡	5,129㎡	6,088㎡	7,390㎡

※多目的スペースを設置する場合は、上表の面積に小学校は18.0%、中学校は10.5%をそれぞれ加算できる。
 ※積雪寒冷地については、上表の面積に加算補正する。

（参考）学級数に応じた基準となった昭和39年当時の必要面積の例

（温暖地）

→現行基準の概ね半分程度。

学校種別	6学級	12学級	18学級	24学級
小学校	1,009㎡	1,852㎡	2,645㎡	3,425㎡
中学校	1,324㎡	2,348㎡	3,340㎡	4,100㎡